6月は市道民税の通知書が発布されます

市道民税(住民税)は前年中の所得 (給与・年金・営業・不動産・譲渡などの 所得)に応じて課税されるため、現在 は仕事をしていなくても、平成27年度 に仕事をして所得があった場合は課 税されることがあります。

特別な事情があって納期限までに 納付できない方は納税係窓口でご相 談願います。相談もなく、たび重なる 督促や催告を放置し、納付の意思が確 認できないときは、差押さえや行政 サービスの制限を行います。 さまざまな事情を抱えて窓口に納税・納付相談をされる方のほとんどは、 具体的な計画をもって迅速に滞納を減らすための計画を立てていかれます。しかし、一部の方は「その場だけの計画」を立て、数カ月後には理由もなく滞ってしまうということがあります。先を見据えた計画でなければ滞納を解消することはできません。

収納業務を担当する係は、納期内納付ができない理由や、現在の生活状況などを詳しく伺いながら、特別な事情かどうか判断していきます。

市 税 等 収納向上

information

問合せ 納税係 **☎**32-2219

今月の納付

- ●市道民税 1期
- 介護保険料 2期 納期限6月30日(おまで

不動産公売 を行います

問合せ 納税係 ☎32-2219

見積価額 金 1,243,000 円

※上記減価済み。パソコン・複写機ほか内容物の 処分費と、一部天井の修繕費を考慮して算定。

公 売 保 証 金入 札 日

金 124,000 円

平成28年6月10日金 13時30分(1時間程度)

赤平市役所第二会議室(3階)

売却決定日 買受代金納付期限 登記簿の表示 平成28年6月17日金 11時00分

平成28年6月17日(金) 11時30分

豆癿海の衣小				
	不動産番号			4315000081387
	所	在	地	赤平市平岸新光町七丁目 5番地、4番地
	家	屋 番	号	5番の4
	構		造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
	床	面	積	1 階173. 49平方メートル
		Щ		2 階171. 86平方メートル(合計 345. 35平方メートル)

※その他、市役所1階の税務課窓口にて建物図面と各階平面図などが 閲覧できます。







建物正面



側面(旧グラウンド敷地から)



建物室内



放置された動産

現 建物…工場、土地…借地

※公売物件は借地の上に建っていますので、この建物を購入された方は土地所有者と賃貸借契約を結ぶこととなります。土地所有者からの情報では、1平方メートル15円、借地面積416.56平方メートル、 月額賃料は6.248円と伺っています。公売物件を購入された方に土地所有者をお知らせします。

借地権割合

30%(国税庁ホームページをご確認ください)

用途地域

準工業地域

医療費適正化に ご協力ください

現在、休日や夜間において軽症の患 者さんの救急医療への受診が増加し、 緊急性の高い重症の患者さんの医療 に支障をきたすケースが発生してい ます。また病院勤務医の負担が過重と なる原因のひとつにもなっています。

必要な人が安心して医療が受けら れるようにするとともに、最終的に保 険料や窓口負担として皆さんに負担 していただく医療費を有効活用する ため、医療機関・薬局を受診する際は、 次のことに気をつけましょう。

- ◆休日·夜間の受診は控えましょう。
- ◆夜間・休日にお子さんの急な病気で 心配になったら、まずは小児救急電 話相談を利用しましょう。

☎ #8000 (19時~23時で利用可能)

- ◆かかりつけ医をもち、同じ病気で複 数の医療機関を受診することは控 えましょう。
- ◆薬が余っているときは、医師や薬剤 師に相談しましょう。
- ◆薬の飲みあわせに注意しましょう。
- ◆後発医薬品(ジェネリック医薬品) を活用しましょう。
- ◆年に一度は特定健診を受診し、病気 の早期発見・治療を心がけましょう。

医療保険

information

問合せ 医療保険係 ☎ 32-2214



保険料「後納制度」

過去5年分まで納められます

「後納制度」とは、時効で納めること ができなかった国民年金保険料につ いて、平成27年10月から平成30年9 月までの3年間に限り、過去5年分ま で納めることができる制度です。後納 制度を利用することで、将来の年金額 が増えたり、納付した期間が不足して 年金を受給できなかった方が年金受 給資格を得たりする場合があります。

◎後納保険料の納付書の使用期限に ご注意ください。

後納保険料の納付書が使用できる 期間は同一年度内(翌年の3月31日 まで)になります。

使用期限を過ぎた場合は新たな納 付書を発行しますので、「国民年金 保険料専用ダイヤル(☎ 0570-011-050)」、またはお近くの年金事務所 へお問合せください。

※老齢基礎年金を受給している方な どは後納制度を利用できません。

年

広げよう 地域に根ざした 思いやり

information

問合せ 戸籍年金係 ☎ 32-1823 砂川年金事務所

52-2144

[こんなとき民生委員児童委員へ]

在宅生活に関すること

- ○毎日の介護で困っていること ○福祉サービスの利用に関すること (ホームヘルプ、給食、移送、 除雪サービスなど)
- ○施設利用に関すること (デイサービス、ショートステイなど)
- ○介護保険制度に関すること
- ○その他

暮しのこと

○住まいに関すること ○近所付き合いに関すること ○生活費に関すること(職業や年金など) ○生活福祉資金など各種貸付 制度の利用に関すること ○生活保護に関すること ○遊び場、通学路などの 危険箇所に関すること

○公害や環境衛生に 関すること

- ○扶養に関すること

家族関係のこ

○結婚、離婚に関すること

- ○親子関係に関すること
- ○相続に関すること
- ○その他



育児・教育の

- ○育児やしつけに関すること ○いじめや不登校に気付いたとき ○学校生活の悩みに関すること
- ○非行に関すること
- ○児童虐待に関すること ○その他
- その他の困りごと
- ○心身の疾病や障害に関する相談等





平成29年に民生委員制度が創設されてから100周年を迎えます。

生活のことや家族のこと、さまざまな悩みごとの相談に乗ってくれる人

そのような人の事情をよく聞き、親身になって問題解決に取り組み、

プライバシーを尊重するもっとも身近で頼りになる相談相手として、

家族関係のことや子育てのこと、暮らしのことなどの問題を抱えながらも、

民間福祉の担い手として最も歴史のある「民生委員」制度は、

幾多の変遷を経て戦前戦後の混乱期から現在に至るまで、

人間愛、社会愛の灯を絶やすことなく地域の人々から、

「民生委員さん」として親しまれてきました。

福祉の窓口へ一歩踏み出せない人もいます。

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 TEL 011-261-2181 · FAX 011-261-3081



○その他